事業主 殿

主催:一般社団法人 大田労働基準協会〔幹事〕

(東京労働局長登録安第 136 号)

協賛:一般社団法人 三田・品川労働基準協会

渋谷労働基準協会

フォークリフト運転技能講習のご案内(フォークリフト運転経験のない方の31時間コース)

さて、労働安全衛生法第61条(就業制限)、同施行令第20条第11号、労働安全衛生規則第41条に基づき、最大荷重が1トン以上のフォークリフトの運転の業務に就くものは、フォークリフト運転技能講習を修了した者でなければその運転業務に就くことが出来ないことになっております。

このたび普通自動車運転免許証を所持している方を対象とした、フォークリフト運転技能講習会を下記の通り開催することと致しましたので、この機会に適任者の受講方について格別のご配慮を賜りますようご案内申し上げます。

記

1. 日 程 学科(1日): 平成 25 年 9 月 4日(水)

実技(3日間):平成25年9月8日(日)、15日(日)、16日(月)

2. 時 間 学科:午前9時~午後6時<試験含む>(9月4日)

実技:午前8時~午後5時(9月8·15日 各日)

午前8時~午後5時<講習終了後実技試験あり>(9月16日)

- 3.会 場 学科:大田労働基準協会 4F 会議室 大田区蒲田 5 4 0 1 実技:㈱桂川精螺製作所 大田区矢口 3 - 2 4 - 1
- 4. 受講料 35,000 円 テキスト代 1,575 円 (どちらも消費税込み) (但し、上記 4 労働基準協会の会員のテキスト代は協会で助成します。)
- 5. 定 員 3 0名(1班10名3班を予定)
 - * 定員になり次第締め切らせていただきます。
- 6. 申込み 裏<mark>面申込書に必要事項を記入し、FAX(03-3738-0128)</mark>にてお申し込み ください。お申し込み後 **1 週間以内**に下記の方法で**受講料をお支払い** ください。

入金確認出来次第、受講番号を記したカリキュラムをFAX いたします。

- ①下記(*)を添えて、大田協会事務局まで直接持参する。
- ②下記(*)を添えて、大田協会宛て現金書留にて郵送する。
 - *FAX した申込書に受講料 (テキスト代含む)、写真(縦 3.5 cm ×横 2.4 cm) 2 枚(貼付含め3枚)

受講票・テキスト等は初日の学科にてお渡しいたします。

- 7. 受講資格 満 18 歳以上の方で普通自動車免許以上の運転免許を有する方
- 8. その他 一旦受領しました受講料は返還できませんので予めご承知おきください。受講者の変更については、講習前日までに必ずお申し出下さい。
 - 一般社団法人 大田労働基準協会 〒144-0052 大田区蒲田 5-40-1 3 F TEL 03-3738-0118 FAX 03-3738-0128